

各位

会社名株式会社リボミック
代表者名代表取締役社長中村義一
(コード番号:4591 東証グロース)
問合せ先財務経理部長今井利哉
<https://www.ribomic.com/contact.php>

取締役(監査等委員である取締役を除く)及び取締役(監査等委員である取締役)の
報酬限度額に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月23日開催予定の第23回定時株主総会に、「取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額決定の件」、「取締役(監査等委員である取締役)の報酬額決定の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額について

当社の取締役の報酬額は、2024年6月25日開催の第21回定時株主総会において、年額150百万円以内(うち社外取締役40百万円)と決議いただき現在に至っております。

今般、監査等委員会設置会社に移行することに伴い、現在の取締役の報酬額の定めを廃止したうえで、新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額150百万円以内(うち社外取締役40百万円以内)とすることについて、本株主総会に付議いたします。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとします。

当社は取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めておりますが、本議案は当該方針に沿うものであり、本議案の内容は妥当であると判断しております。

2. 取締役(監査等委員である取締役)の報酬額について

監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員である取締役の職責にふさわしい報酬水準とするため、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内とすることについて、本株主総会に付議いたします。社外取締役分も含めて、当社のガバナンスにおいて監査等委員が果たすべき職責、当社の事業規模、今後のガバナンス強化の要請等への柔軟に対応することができるようにすること等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると判断しております。

以上